（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合（次項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

3　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第四号に該当する場合

三　［略］

（所属労働金庫の廃業等の掲示等）

第百四十五条　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属労働金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金等その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

（所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百五十一条　所属労働金庫は、労働金庫代理業者の労働金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　略］

六　所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第百二十八条第三項各号に掲げる場合を除き、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

［七～九　略］

2　［略］

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　［同上］

一　［同上］

二　前項第四号に該当する場合

三　［同上］

（所属労働金庫の廃業等の掲示）

第百四十五条　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属労働金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金等その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百五十一条　［同上］

［一～五　同上］

六　所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

［七～九　同上］

2　［同上］